

さ情審査答申第89号
平成24年12月6日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年7月28日付けで貴職から受けた、(仮称)岩槻人形会館調査研究等資料の購入に関する資料(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年6月8日付け市又文第675号によりさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、本件対象行政情報のうち評価者の「氏名・住所・印影・肩書」の部分(以下「本件評価者の氏名等」という。)の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

実施機関は本件処分において、本件対象行政情報のうち、本件評価者の氏名等の部分を不開示とした。しかしながら、本件は資料の価格評価であり、鑑定士の業務である。よって個人事業主の証である。

本件評価者の氏名等の部分は、条例第7条第2号「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」に該当する。よって、本件評価者の氏名等を開示せよ。

実施機関は「異議申立てのあった評価者の氏名等について、本件評価

者は異議申立人が主張する鑑定等を事業として営むものではないため、鑑定士等の個人事業主にはあたらず」と主張している。

評価者と称する者は、如何なる資格で価格を算出したのであろうか。古本の取り扱いは、古物商すなわち古本屋であり、個人事業主である。実施機関は素人に評価を依頼したのか。

実施機関は岩槻人形会館調査研究等資料を購入するに当たり如何なる購入金額の調査をしたのか疑問である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 (仮称)岩槻人形会館(以下「人形会館」という。)について

本市では、多くの人々に、岩槻区の固有の地域資源である人形文化に親しむ機会を提供し、豊かで潤いのある市民生活の醸成に寄与することを目的に人形会館の整備を進めている。

人形会館の事業運営については、調査・研究事業を中心に、展示事業、収集・保存事業、教育普及事業等を展開していく予定である。

この中で展示事業については、現在、本市が所蔵する「西澤笛畝コレクション」を中心に事業展開を図ることとしており、その故西澤笛畝氏が人形類とともに収集し及び収集に関連して執筆した文献類等(以下「当該資料」という。)を、今後の展示参考及び調査・研究に必須な資料として、平成22年度に購入したものである。

2 本件処分について

本件は異議申立人が、当該資料の購入に関する書類等の開示を求め、『業務委託変更契約書 平成22年8月31日 (仮称)岩槻人形会館管理運営実施計画等策定業務 市が新たに所蔵する予定の書籍等資料について、資料内容、点数の把握を目的とした「リスト化作業された資料目録等」及び同上書籍等資料の購入に関する回議書等すべて』という内容で開示請求をしたのに対して、実施機関では、当該資料の一覧表及び購入に関する起案文書を特定して、本件処分を行ったものである。

本件評価者については、当該資料購入に際し、当該資料の所有者から提示された評価金額及び購入金額の妥当性について、第三者が評価する必要があったことから、人形関係や歴史関係に造詣の深い学識経験者2名に、本件評価を依頼したものである。なお、実施機関では、本件評価者への評価に対する謝金は支出しておらず、特に委嘱の手続きも行っていない。

したがって、本件評価者は異議申立人が主張する鑑定等を営む者ではなく、鑑定士等の個人事業主には当たらないことから、特定の個人を識別することができる個人に関する情報として、条例第7条第2号に該当し、不

開示としたものである。

- 3 なお、現在、人形会館に収蔵予定の人形資料等の収集に当たっては、当該選考及び評価を適正に行うため、さいたま市人形資料等選考評価委員会要綱（平成24年3月6日施行）に基づき、人形資料等について学識経験を有する者6名で組織する、さいたま市人形資料等選考評価委員会を設置して、人形資料等の購入、寄贈、寄託等の選考及び人形資料等の評価を行っている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、平成22年度に、人形会館の事業運営において、今後の展示参考及び調査・研究に必須となる資料を実施機関が購入した際の起案文書（平成22年11月8日付け市ス文第2295号「(仮称)岩槻人形会館調査研究等資料の購入について」）及び同購入資料一覧表である。

本件異議申立ては、本件対象行政情報のうち評価者が実施機関に提出した「証明書」と評価者の経歴をまとめた参考資料に含まれる本件評価者の氏名等について、開示を求める異議申立てである。

2 本件評価者について

実施機関は、当該資料の購入に際し、当該資料の所有者から提示された評価金額及び購入金額の妥当性について、第三者が評価する必要があると判断したことから、人形関係や歴史関係に造詣の深い学識経験者2名に上記の妥当性に対する評価を依頼したものである。

3 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号について

条例第7条第2号（以下「本号」という。）では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と定められている。

ところで、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、その情報の性質上、条例第7条第3号の法人等に関する情報に該当することから本号から除くものであるが、当該事業活動とは関係のない個人に関する情報は、本号の対象として取り扱うことになる。

本件評価者は、評価を専門にするなどの「事業」は営んでおらず、し

かも、本件において謝金の支出もしていないことに照らせば、個人事業主としての実態は認められず、本件評価は事業を営む個人の当該事業活動とは認められない。

したがって、本件対象行政情報のうち本件評価者の氏名等は、当該事業活動とは関係のない個人に関する情報であり、本号にいう特定の個人を識別することができる情報として、かかる情報を不開示としたことは妥当である。

- 4 以上のとおりであるから、その余の主張については、審議するまでもなく、本件処分は妥当である。
- 5 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 7月28日	諮問の受理
	同 年 8月18日	審議
	同 年 8月23日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 9月16日	異議申立人から意見書を受理
	平成24年 7月26日	審議
	同 年 8月23日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	同 年 9月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 11月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)